

入札説明書

「群馬県 税務システム導入及び運用に係る業務委託」に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年4月22日（火）

2 入札説明書に関する質問受付期間等

（1）質問

質問は次のとおり提出すること。

ア 受付期間 令和7年4月22日（火）から令和7年5月8日（木）までの
土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日
午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

イ 受付場所 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県総務部税務課税務システム係
電話 027-226-2200（ダイヤルイン）
メール zeimu-sys@pref.gunma.lg.jp

ウ 提出方法 質問書（別紙様式10）を作成の上、電子メールによる。

（2）回答（質問内容を含む。）

令和7年5月22日（木）午後5時までに、群馬県ホームページにて回答を公開する。

（3）受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

3 総合評価一般競争入札に付する事項

（1）委託業務 群馬県 税務システム導入及び運用に係る業務委託

（2）委託業務仕様 「群馬県 税務システム導入及び運用に係る業務委託 調達仕様書」のとおり

（3）委託期間 契約締結日 から 令和19年12月31日

4 入札参加資格

本調達は、共同企業体（コンソーシアム）又は単独企業による総合評価一般競争入札とする。

入札に参加する者の資格は、共同企業体の場合は、次の（1）の要件の全てを、単独企業の場合は次の（2）の要件を全て満たすこと。

（1）共同企業体での参加の場合

ア 共同企業体の構成員の資格要件

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和7年5月8日（木）（入札参加申請書の提出日）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参

加資格審査申請を行い、同年5月22日（木）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県総務部税務課へその旨連絡すること。

- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- ④ 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- ⑤ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑥ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- ⑦ システムの開発・運用について、本県と同規模または本県より大規模な都道府県の税務システムに関する開発業務及び運用業務の契約実績があること。なお、運用に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が当該運用実績を有すればよいものとする。
- ⑧ ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得している者であること。
- ⑨ 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

イ 共同企業体全体の資格要件

- ① 本件に係る「群馬県税務システム導入及び運用に係る業務委託共同企業体協定書」（別紙様式3。以下「共同企業体協定書」という。）を締結していること。なお、共同企業体は自主結成とする。
- ② 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員又は単独で本件入札に参加していないこと

（2）単独企業での参加の場合

上記（1）アに掲げる要件を満たす者であること。

5 入札参加資格の確認

- （1）この公告の入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加申請書及び消費税等に関する課税（免税）事業者届出書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

ただし、消費税等に関する課税（免税）事業者届出書については、過去に群馬県会計局会計課が執行した入札又は随意契約において提出し、当該届出書記載の課税（非課税）期間に契約予定日（入札執行日翌日から起算して5日以内の日）が含まれる場合は、提出を要しない。

なお、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

ア 提出書類

- ① 申請書（別紙様式1）
- ② 総合評価一般競争入札参加資格確認資料（別紙様式2）
- ③ 共同企業体で参加しようとする場合は、共同企業体協定書（別紙様式3）

- ④都道府県における税務システムの導入実績表（別紙様式４）
- ⑤会社・法人登記簿謄本（共同企業体で参加する場合は、全構成員のもの）
- ⑥担当者届（別紙様式５）
- ⑦ISO/IEC27001 認証を取得していることを証明する書類
- ⑧契約書のほかに締結すべき利用届等がある場合、その書類
- ⑨会社概要に関する資料（パンフレット等）

イ 提出期間

令和 7 年 4 月 2 2 日（火）から令和 7 年 5 月 2 2 日（木）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日
午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 提出場所 〒 3 7 1－8 5 7 0 群馬県前橋市大手町 1－1－1

群馬県総務部税務課税務システム係

電話 0 2 7－2 2 6－2 2 0 0（ダイヤルイン）

メール zeimu-sys@pref.gunma.lg.jp

エ その他 申請書は、原則として、持参又は郵送により提出するものとし、電送による場合は、入札執行までに本書を提出すること。

（２）入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和 7 年 5 月 2 8 日（水）に書面（電送）により通知する。

（３）入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。

（４）その他

提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により、説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和 7 年 5 月 2 8 日（水）から令和 7 年 6 月 2 日（月）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日

午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで

イ 提出場所 〒 3 7 1－8 5 7 0 群馬県前橋市大手町 1－1－1

群馬県総務部税務課税務システム係

電話 0 2 7－2 2 6－2 2 0 0（ダイヤルイン）

（２）説明を求められたときは、令和 7 年 6 月 9 日（月）までに説明を求めた者に対し書面（電送）により回答する。

7 入札執行の日時及び場所等

（１）入札執行の日時 令和 7 年 6 月 2 日（月）午前 1 1 時から

（２）入札執行の場所 群馬県前橋市大手町 1－1－1

群馬県庁 1 7 1 会議室

（３）そ の 他 競争入札の執行にあたっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書（入札参

加資格確認通知書)の写しを持参、または郵送すること。

8 入札方法等

- (1) 本件入札は、総合評価一般競争入札方法により行う。
- (2) 入札者は、「入札書」(別紙様式)を封筒に入れ、委託業務名及び住所・氏名を記載して提出すること。
- (3) 入札は、入札者本人又はその代理人が入札書を提出すること。また、共同企業体の場合は、代表構成員を入札者とする。こと。(郵送による場合は、書留郵便とし、5月30日(金)午後5時までに5(1)で示す場所に群馬県税務課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬県 税務システム導入及び運用に係る業務委託入札書在中」と朱書きすること。)なお、入札は1回目が不調の場合、2回目まで行われるため、別封で何回目かを明記すること。
- (4) 代理人が入札をする場合は、入札前に「委任状」(別紙様式)を提出すること。なお、入札者本人又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
- (5) 入札に際しては、地方自治法、同法施行令、財務規則の規定を守ること。また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (6) 入札書記載金額について
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (8) 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札を行うことがある。2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

9 提案書等

- (1) 入札者は、総合評価に必要な書類(以下「提案書等」という。)を提出すること。提案書等の提出内容は次のとおり。
 - ア 正本 1部
 - イ 副本 10部
 - ウ アと同一の内容の電子データ(CD-R又はDVD-R)正副1枚(計2枚)
なお、電子データはPDF形式で作成すること。提案書機能要件評価票についてはExcel形式の電子データも併せて作成すること。
- (2) 提案書等は別紙提案書作成要領の内容に従い作成すること。
- (3) 提案書等は入札執行時にあわせて提出すること。
- (4) 提出された提案書等は一切返却しない。
- (5) 提案書に記載された内容が、そのまま基本設計の基礎となる。入札書記載金額で実現が確約できる内容を記載すること。

10 入札保証金 免除

11 契約保証金 免除

1 2 開札

開札は、7に掲げる日時において、入札者を立ち合わせて行う。この場合に立ち会わない入札者があるときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札する。

1 3 入札の無効

(1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者の入札
- イ 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
- ウ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
- エ 入札に際し、不正の行為があったとき。
- オ 入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。
- カ 代理人による入札の場合に、委任状の提出をしないとき。
- キ その他、入札に関する条件に違反したとき。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

1 4 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式にて、別紙落札者決定基準のとおり実施する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

予定価格の制限の範囲内の価格を入札した者については、後日、プレゼンテーションを実施する。あわせて、提案書等の内容を深く理解するため、委員から提案書等に対し質問等ヒアリングを行う。日時等詳細については、各入札者に対し別途通知する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングには、入札企業に所属する本業務に係るプロジェクトリーダー等が参加し説明を行うものとする。

(3) 落札者となるべき合計点数の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とし、技術点も同点のときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(4) 落札結果通知について、落札者決定後に書面により通知する。また、評価結果は入札に参加したすべての者に書面で通知する。

(5) 落札者及び入札結果は、群馬県ホームページに公示する。

1 5 契約書の作成

別添、契約書案により、契約書を作成するものとする。

また、契約書の他に利用申込等を作成する必要がある場合、入札参加資格申請書（別紙様式1）の提出時に併せて添付すること。

1 6 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(4) 入札等に係る一切の費用は、入札者の負担とする。

- (5) 執行については、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令並びに規則など関係法令の定めによる。
- (6) この調達手続のいずれの段階であっても、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た日後10日以内に、委員会へ苦情を申し立てることができる。
- (7) 入札参加確認結果通知書を受領した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、令和7年5月30日（金）午後4時までに「入札辞退届」（別紙様式9）を5（1）で示す場所に提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便とすること。